

## ③ 災害とのたたかい

## 災害の記録

土佐国年代記や編年記事略・年歴史などには数多くの災害の跡が記されている。それが直接にこの平野部に結びつくかどうかはつきりしないものもあるが、寛文六年（一六六六）の大洪水・天和三年（一六八三）の大洪水・元禄十五年（一七〇二）の洪水・宝暦七年（一七五七）の大風大雨洪水・天明二年（一七八二）の大洪水・同じく八年（一七八八）の洪水・文化十二年（一八一五）の大雨水などが出る。このあたりで天災といえ、地震・大時化・洪水であるが、なんといつても、それが土佐の穀倉地帯であるだけに藩庁としてもその対策はおろそかにできなかった。

## 宝永・安政の地震

藩政時代の地震には宝永・安政の大地震がある。これについて他の地域の記録は出ても、特にこの地方に限った史料はない。太平洋戦争直後の土佐沖を震源地とする南海大地震でも宇佐や高知のような被害はなかったので、大ゆれに揺れたではあるが、ある程度それに近いものではなかったろうか。須江村高野家の文書の中に端切れではあるが、安政地震のとき久枝・下島など香美郡南部の海沿いの村々が潮入り

になったという記録のあったのを記憶している。この大地震は安政元年（一八五四）十一月五日七ツ時より発生し、翌二年の暮れにかけても強い余震が続き、南海大地震よりもその揺れは長期間にわたっている。この地震は地鳴りを伴ったようで、「真覚寺日記」には宇佐の最も悲惨だった状況が詳しく記録されていて、土佐全域の死者三七二人、傷者一八〇人、焼失家屋二、五〇〇軒、流失家屋三、二〇〇軒、全潰家屋三、〇〇〇軒、半潰家屋九、〇〇〇余軒、死傷者の多くは海岸浦々の津波の被害による者が最も多く、不幸な体験を後世に伝える警告として須崎・宇佐・浦戸など津波の碑がほうぼうに建てられている。家屋の動揺、壁や瓦の落下、戸障子のいたみが激しく、特に山間部は山崩れや落石による被害が多く出たという。

## 亥の大変

文化十二年亥の大変は七月六日の晩から九日にかけての雷鳴を伴った大暴風雨で、七日のことであろう物部川上流は「大風雨、洪水、山しお所々ぬけ出ること大方ならず、岩がらぬけ落ちる。時は酉の刻、山震動して水煙白雲の如し。先後、沢々島、丸岡山下、府川造り、山根、谷川のへだてなく、洪水大海の如くにしてつえ落つれば」という惨状となった。この状態は七・八・九と三日にわたって続き、物部川溪谷の濁流は矢のように下流へ押しした。山田堰はもちろん、川尻に至るまで堰は無残に破壊され「郷村広く大海となり、家を破り人を損い、流失枚拳にいとまあらず、前代未聞の変災なり」と『土佐国故事種々写』は記している。

## 繰り返す災

## 害

この後も、ほかの記録によると文政十年（一八二七）には大暴風雨、特に山奥の柚ノ木方面は集中豪雨があり、同じ十二年には六月十七日頃まで多雨、それが過ぎると八月十日まで五十三日間の日照りが続き、天保四年（一八三三）から八年・九年の頃までは雨続き、安政元年の大地震の翌二年は余震の続くなかに、五月下旬から七月二十五・六日頃まで雨を見なかったかと思うと、七月二十七・八日には豪雨とな

り八月・九月と長雨、安政四年（一八五七）閏五月十七・八日の大雨に続いて十九日には大暴風雨、文久元年（一八六一）は春から雨が多かったところへ七月二十一日には大豪雨と、農村にはその営みを脅かす幾つかの自然の災害が繰り返して訪れている。

#### 川 魔性の物部

いつもは香長平野に恵みをもたらす物部川も、いったん豪雨がそそげば魔性になって恐ろしい禍いをもたらす。文化十二年亥の大変にさきだつ天和三年（一六八三）の氾濫もそれに劣らなかつた。

「山田村庄屋谷甚十郎所蔵年代記」は、六月二十日、物部川は大洪水となり、川筋の小田島から南へ久枝の付近まで立家は全部が流失。そのために山田島は東岸の片地村林田の内、岸田に全戸屋地取りをして移動し、小田島も夢野に移り、岩積はほとんどの家が低地から西の高い所へ引移ったと書いてある。

小田島が切れると舟入川は濁流を受けて平野部を襲う、戸板島の堤が切れるとこの村は水中に孤立する。蔵福寺島方面が破壊されると物部・久枝が水没する。西岸の堤防は平野部農民にとって生命の防壁であった。

古くは大山荘沖の島村とよばれた戸板島は、特に南下した物部川がやや右に屈折して激突する場所であるだけに常に危険箇所として注目された所で、藩庁による堤防修復の普請が何回となく行なわれている。天明年間には頻繁に大洪水に見舞われたよう、岩次村の矢野家文書によれば「天明七未年六月二十四日の物部川筋大洪水で堤防が所々破損し、奉行をはじめ関係役人がたびたび普請所見分のため出掛けてきた」と出ていて、天明八年七月二十六日の大洪水久保大山崩れの前年にも川筋一帯に大きな被害があったことが判る。したがって、このあたりでは天明二年・七年・八年と繰り返して洪水の危険にさらされたわけである。

#### 戸板島の工事

天明七年（一七八七）の被害も大きかったであろうか、十月二十八日には藩主山内豊雍が松本村を経て戸板島の普請所を視察して堰留石留神社に参拝し、人夫たちに一人前一合五勺宛の酒を与え、立田・後免を経て帰城し、往路の途中で岩次の矢野郷土宅に立寄り上下二〇〇人の者が昼食、その節、在郷の者たちそれぞれが寸志銀を出し、矢野郷土は普請所に必要とする山石五十を差出しており、この時の普請目附役は横田八兵衛・高橋喜兵衛、普請場所先遣は溝淵寛兵衛であったことを矢野家文書は記し、郡奉行三人の内には谷丹内の名も載っている。

寛政元年（一七八九）にも六月十四日から十八日にかけて大雨のため物部

川は大水となり、戸板島に浸水して郡奉行原彦左衛門・郡先遣重松宅助が調査



堰留神社

に立寄り、戸板島の住民一人に付白粥二勺・八十文銭五分宛を与えている。享和二年（一八〇二）十二月十一日には奉行・仕置・郡奉行・郡先遣の一行が普請所見分に出張して来て矢野郷土宅を宿泊所とし、現場への途中で

休息のため国沢三右衛門方と石川裏右衛門宅に立寄り、山田堰・戸板島・仁尾島・竹筒場と普請所を北から南に視察を行ない、竹筒場では人夫一人に酒七合宛を与えているが、この賄いについて「右御止宿御賄之儀上下無差別老人前白米七合以銭三十二銅引請一汁菘菜仕成上下御人数辨当菜之儀地下有合之品ヲ以美麗ニ仕成様先達ヲ申来、尤一汁二菜ニ仕成差出、此時之入目者重而入郷賄後請取也」と二十三名が矢野郷左衛門宅ほか同族の三軒に分宿しての模様を詳しく説明している。これを見ると戸板島村は毎度洪水の被害を受けたにも拘らず、段丘から

物部川（戸板島より上流を望む）

世 編

西の農村はいたみなかったたので、このような賄いも可能であつたらしく、文化十二年の大変の後の九月十七日、翌十三年四月四日も同じように藩重役の視察が行なわれて泊り宿となっている。

## 甬喜ヶ峯を貫く

(一)甬喜ヶ峯疏水  
明治六年、九年の旱魃とコロンボ堰水利裁判

①植、新改、久礼田地区約四千石の水田をかんがいする新改川は、甬喜山郷の山間より源を発する溪流で、水量少く旱天続けばたちまち水論起り、百姓一揆蜂起し紛争の絶え間がなく、新改川沿岸地区の水喧嘩は県下の名物となっていた。特に明治六年の旱害は激しかった。川下の久次、植田部落の本田を養う堀井堰は最も水少く、最も被害を受け易い位置にあった。堀井堰の上に「測ヶ上堰」「ツイノイ堰」「コロンボ堰」「八ヶ谷落し」「大釜堰」があり、その中コロンボ堰は須江野新田一八〇石を養う堰で、ここには分水所があり1・3は須江野新田へ、2・3は下流堀井堰へ落すきまりになっていた。元来水田には本田（長宗我部時代に開発されていた田）と、新田（主に藩政時代になって開発された水田）があり、水利権は本田7・10に対し新田は3・10であった。旱天続き久次、植田方面の水田は枯死寸前の状態となった為、両部落民六十余名は蜂起してコロンボ堰の分水をせまった。須江部落民は断呼これを拒絶し、壮丁三十余名鎌鋏など防禦の用意を整えて立向い、之が端緒となり夜陰数回にわたり衝突を見るに至った。後免山田両警察署は警官十数名を派遣し鎮圧に当たったが応じない為遂に数名を逮捕し、笞杖ちびょうの刑に処した。このような対立が一ヶ月余り続く中、一夜大雨があり、紛争は汚塵おびと共に洗い流された。

次いで明治九年にも大旱魃があり、その被害は明治六年の比ではなく、二倍三倍にも上った。そもそも本田新田の区別は、本田は新田の二倍の貢物を納めなければならぬ藩のきまりであり、権利も強いかわりに負担も多かったので藩に於ても本田に対しては水を充分与えるよう保護を加えていた。旱害に堪えかねた植田、久次部落

民百余名は、須江部落民が分水所の下口を掘り下げたのに立腹し、分水石を破壊しようとした。時の村用係山本馬太郎（久次）浜田耕助（植田）鍋島権吉（久礼田）の三氏はこれを憂慮し、須江部落の村用係都築喜太郎をたずね、鎮撫の方法を互に話し合い戸外に出てみると、百余名の者がたい松を上げ暴徒と化し、一部の者は都築氏宅を取り囲み、「花を振れ、ほてを振れ」「須江は盗賊なり」などと叫びすさまじい勢である。「ほてを振れ、花を振れ」というのは葬式につかう言葉であるので、都築村用係も此の上は如何ともなし難いのを知り、実地検分には行かず警官の出張を乞うた。警官出張して鎮撫し検分すれば、事実は全く相反し、分水所の水を下流へ切落してあり、上方八ノ谷堰は言に相違し下流への分水を遮断していた。三氏は吾が村民の軽拳を知り、この上は上流八ヶ谷堰の分水を要請するより外に仕方がないと出向く途中、植田部落民大挙して須江分水を破壊したことを聞いた。事を穏便におさめようとしていた都築村用係も、遂に勘忍袋の緒が切れて、部落民を集めて決壊場所の修理を行い、直ちに県庁に出向して警官の出動を乞い、数十名の警官が派遣された。植田、久次部落も委員を県庁に出向させ配水の措置を訴願する。この間昼夜の争奪は間断なく行われ、一方が破壊すれば一方が直ちに修理し、村民は殆ど一刻も安眠出来ない状態であった。

②植田久次対須江部落の急報を受けて、県土木課員久米平内は「お通し水」の命令を携えて現地へ出張、関係六ヶ村の村用係及び山田大区長等と合議の上、上流大釜堰より下流堀ノ井堰へ二十四時間交代で配水し、何人も違背すべからずと厳命し、一同之を是認し事無きを得た。ところが右の処置に対し、八ノ谷堰の関係住民百余名蜂起し、鎌鋏以て実行を遮ぎる。理由は、此の紛争は須江対植田久次の争いであるのに、全然関係のない他村の然も本田堰の水を配水する必要はなく、如何に官命なりと雖も認めるわけにはいかず、此の理由解決しない限り一滴も下流に水を落すことは出来ない。然しこの火急の場合全員に満足を与えることは不可能であり、官命を

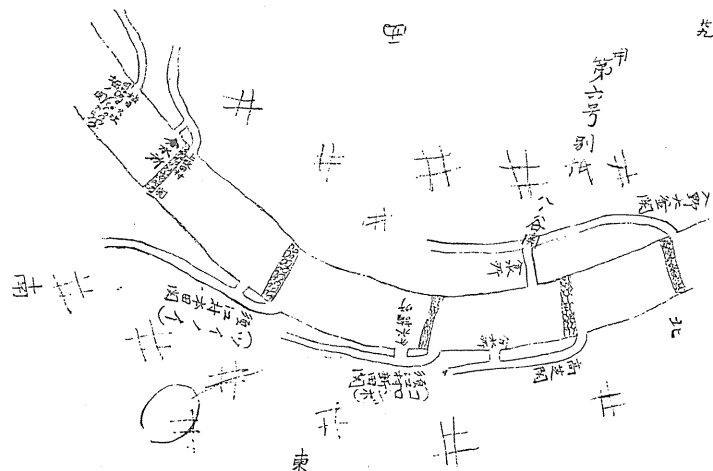
実行するため警官百五十余名を動員し堰を守る。新改村民大いにいかり、拳民一致抵抗し両者の間に負傷者数名を出すに至った。須江対久次植田の争いは新改村対警官の衝突となった。このような状態が二十日も続いた或日、濠雨沛然として田圃に注ぎ、用水の争奪は人力に及ばずして解決したが、旱害の影響頗る広く収穫皆無の田圃もあり、其の上争闘に關係した村民十数名は禁錮又は苔杖の刑に処せられ、泣面に蜂の有様であった。

由来早魃による水争いは、眼前の苦しみの為老若男女を問わず何れも思慮分別を失い、氣狂いのように争うが、一度雨が降れば忘れたように氷解して、後にしこりを残さないものであるが、この度の争論は、須江村民は伝来の分水巖石を破壊せられた故、紛争解決後も確執が解けず、強硬談判の末、植田村民が石を掘り下げた事について、総代より謝罪書を取り、この一件は落着いたかに見えただけでも、其の後兩部落間の軋轢は益々々長し、その後四年久次村宮地良致外三十一名の代言人武内栄久等より、須江新改上改田大楠植四ヶ村民四七名の総代野中貞喜、高野丑蔵外三人の代言人北川貞彦、時久森太郎、三木重道等を相手どり、分水所回復の訴訟を高知始裁判所に提起するに至った。其の目的は元禄年度の記録を根拠として、全水量の2/3は原告の所有地へ流通していたものを、此の度の早魃に際しそれを拒絶したのは不当であり、原告の主張通り復旧するよう裁決を求めらるものである。之に対し被告は、原告の証拠物元禄の記録は調印がないので認めることは出来ないとして、従来1/10の分水をしていたのを原告等は巖石を破壊して、証拠煙滅をはかり、2/3などと申すはもつての外であり、被告の主張通り復旧すべきであると主張した。始裁判所の判決は原告の敗訴となり、第二審大阪控訴審の判決は原告の勝利となった。敗訴となった被告は大審院に上告したが、大審院に於ては上告棄却となり、原告の主張通りコロombo堰の分水は2/3を植田久次へ落し、須江新田へ1/3を配水するよう判決があった。然しこの事件により直接裁判に關係ない第三者が、この裁判の為に非常な迷惑がかかり、上改田田村正栄、同惟一等は無關係者を

代表し、久次村三十一名の総代宮地良致を被告とし、権利妨害排除の訴訟を起した。このように久次植田对新改他部落の反目対立は益々激化し、村の自治運営にも大きな障害となるに至った。新改外五ヶ村の戸長島田守直、須江村用係都築喜太郎等はこれを憂い仲裁に入り、明治二十一年四月、關係者百四十三名連署の上、確固不朽の分水規約を協定し、和親の懇親会を須江村塚穴の春野に開き首尾よく一件落着をみた。

明治二六、二七年の旱害と疏水計画 ①コロombo堰水利裁判

が一件落着の後、しばらくは旱害がなく平和な数年間が過ぎたが、明治二十六年にまた早魃におそわれた。このため植田部落の三五〇石、久次の八〇石、須江上改田の二〇余石の田は枯死寸前となった。植田久次の百姓等は又立ち上った。そして此の度はツイノイ堰(須江本田堰)を襲って、これを破壊しようとしたが、急報により百余名の警官が出動して堰を守り事無きを得た。凡そ水争いは何れの部落も自己に都合のよい理屈をつけて我が田に水を引く(我田引水の語はこれより起る)けれども理非曲直の判断はむつかしく、結局は水掛論に終るのが常である。然しこの明治二十六年の早魃による水論は、今日も水論、明日も水論と、水争いの明け暮れに疲れ果てた關係住民が、互に水争いの馬鹿らしさを悟り、雨乞いの祈願祭を行う折柄、遇



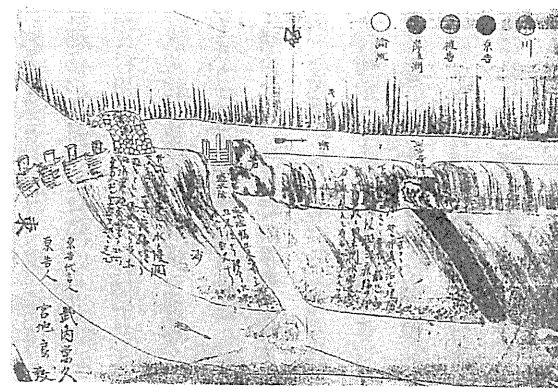
久次村が裁判所へ提出した新改川井堰の図

近代編

然にも甫喜峯疏水の話が有志の間から持ち上り、この事業の発端となった。即ち近森馬太郎、大塚繁太郎、高野鹿馬、竹村義雄、都築喜太郎、山本寿太郎、中山寿之助等之に賛し、高野、都築両氏が率先発起人となり、「甫喜峯穿削に付関係町村諸君に告ぐ」の趣意書をつくり、諸村有志に送った。右の趣意書に賛同する有志は新改小学校に第一回組合会を開き、早速技師を招聘して実測調査を行い、運動員として高野鹿馬、岡林秀治、竹村光太郎、猪野範家を選び関係方面に運動することとなった。県知事石田英吉、書記官野尻邦基も之に賛意を表し、県議会の同意があれば相当の県費助成を与える旨の意志表示があり、早速戸谷亥名蔵技師を派遣し実地測量を行

い、呉服郡長も県会議員を訪問して尽力せられるよう要請して同意を得、翌二十七年には同志の数も倍加し、工費の賦課も土地を四等級に区別して着々と準備を整える中、又しても二十七年の大旱魃に見舞われた。

この年の早害は六十年来の早害といわれ、用水の多量をほこる物部川筋でさえ、鋤楸相闘の悲劇を演じた程で、古老の言にもこれ程の早魃ははじめてだという。最も川下の久次植田部落は例により上流に分水を要請したが、上流とても自家の灌漑に精一ぱいで他村を顧みる余力なく、甫喜峯疏水計画の企画中の現在、情宜上これを拒絶することはまことに忍び難いことではあるが、要請に応ずる余地なく、両者の感情は次第に破れはじめ、危機は切迫し平和持続の望は全く絶え、植田久次部落は遂に一斉に蜂起し、ツイノイ堰を襲い、折柄七、八名と



久次村が裁判所に提出したコロポ堰の図

共に堰を守っていた須江の高野鹿馬を擒にし、暗夜に乗じて袋たたきにするなどの事件が起り、事件は拡大して双方百名以上の対立となったが、後免署より近森署長自ら五十余名の警官を率いて出動し、部落と部落、警官と部落の間に数回の争闘があった。ここに於て甫喜峯開削の事業も、協力一致の望を失い、有志の計画も徒勞に帰するの状況となった。

長岡郡長呉服氏この状態を憂慮し、郡書記浜田守太郎、同森公美を現地に派遣し両者の調停に当らせ、たまたま新改村助役田村求もこれを憂慮し、三者一体となって調停に尽力し目出度く平和に復することが出来た。

尚この年の被害の状況は反当収量八升乃至二斗という状態で、收穫皆無の田310にも及んだと記されている。②新改地区では早魃続いて住民の疲弊はその極に達した。然し甫喜峯疏水の必要性は全住民に痛感されるに至った。新改村長高野兼八、久礼田村長鍋島遠里、その他岡林秀治、竹村義雄、中山寿之助、山崎長美等を惣代に推薦し、呉服郡長も中心となり再度疎水計画を推進し、長岡郡出身の知名の土沢本楠弥、中沢楠弥太両氏に事業の後援を懇請し、快く顧問となるの承諾を得た。又、常任委員として乾光輝、竹村義雄、都築喜太郎、久馬沢左一を推挙し諸般の事項処理に当り、疎水計画の推進をはかった。その調査計画の概要は左の通りである。

水路構造

堀割 北五九間三分 南一二間 巾 六尺 勾配 1/10

遂道 五一四間

水門 角材 落込

灌漑面積 約四三九町歩

(工費負担反別 一三〇町歩)

## 近代編

工費 一八九二四円六八銭六厘

然し二年連続の旱害で右の工費負担は村民にとっては相当困難であり、再調査の結果工費を切りつめて、総工費一五六三七円と、再調整を行った。明治二十七年十一月乾光輝、猪野範家、岡林秀治、大塚繁太郎、田村有備、田村勇吉、竹村義雄、都築喜太郎、中山寿之助、野中喜郎、山本馬太郎等上改田村で協議会を開き、水利組合を結成、呉服郡長及び沢本、中沢両顧問を中心として、県費の補助を申請した。県当局も財政困難の折柄、補助金交渉は非常にむづかかったが、たまたま県会議員選挙があり、4/10補助額を5/10補助とするよう運動して承認を得た。然し工費の負担について地元部落間に負担の不公平を理由に、不服を唱える者があられ（須江部落民三十一名）、この事業計画も内部より崩壊の危機に瀕したが、呉服郡長の後任浜田巖彦郡長、沢本、中沢両顧問、須江部落都築喜太郎等の斡旋により解決し、愈々協力一致目的完遂に邁進することとなった。尚当時の日銀総裁本県出身川田小一郎の帰省視察もあり、本事業が極めて有利であるとの激励を受けた。尚、当水利組合の組合委員数は次のとおり。

新改村須江 四人 上改田 二人 久次 二人  
久礼田村植田 四人 香、大楠植村植 二人

この甫喜峯疏水完成による収益を、当時（明治二十八年）に於ける米価一石八円として計算すれば、仮りに五ヶ年に一度旱害が起るとし、その旱損額を一年に割り当てると、田方の損害が三二八五円七六銭、畑地を水田化した収益が五六六円八〇銭、右合計額が三八五二円五六銭となり、今、甫喜峯疏水開削総工費を二万円と仮定すると、旱損額と増収額の合計額五ヶ年分を投ずると工事の費用を完償することが出来る勘定となる。右の外、組合区域外の田方、畑方、新開墾の利益を加えると其の利益は莫大なものとなる。

#### 疏水工事 ①水利組合委員長中沢楠弥太は工事請負

企業団代表川崎幾三郎、山本忠秀、横山慶爾、檜垣正義との間に契約書を締結し、工事費の5/10は県費補助が決定しているが、残りの金額の中四五〇〇円は組合員が負担し、その余は企業団が負担し、工事一切を請負い責任を負うこと、但し組合地区並に岡豊村小籠地区こごぶの灌漑用水の水利権はすべて組合にあり、灌漑用水の余水の利用権（水力発電などの権利）は起業者側に譲渡することなどを確約調印した。

甫喜峯疏水事業は当時としては全国的に見ても数少ない大事業であり、この事業がトントン拍子にうまく進んだ裏には、本県出身日本鉄道会社保線課長国沢能長の帰省視察があり、有望と折紙をつけられ、続いて日銀総裁本県出身川田小一郎の視察激励があり、川崎幾三郎等実業家が日銀の融資を受けて、この事業に投資しようとの気運が高まったからである。又、当時の内務大臣板垣退助が郷土に於ける本事業のために、お雇い技師ドレーケを派遣せられ、この外人技師は実地視察の上、「鬼頓房測」

甫喜ヶ峯を貫く



甫喜ヶ峯貫通南出水口（甘草菜）

## 近代編

を取水口の天然の好位置であるとしたという。

さて工事主任者は組合から県に委嘱し、その推薦により斎藤要策技師が雇い入れられた。斎藤技師は三度工事設計をたてなおし、精密調査の結果、総工費一九九六一円七四銭となり、前査定額より四二四九円九五銭の増額となった。此の間石田知事は退職、末広知事着任、工事は本格的に進められることとなり、南北両方より開始されたが、工事の困難は予想以上であり、先づ第一にダイナマイト取扱いの不馴れから、爆発事故を引おこし四人の重軽傷者を出し、殊に石割工夫竹村春吉は火だるまとなり、総身の火を消すために繁藤川にとびこんで九死に一生を得たこともあった。又、工事進行中特に感じたことは、坑内の空気の流通のわるいことで、千円以上の送風機を用いても、二百間以上は効力がなく、シャフト（山上より直接隧道式内へ送風する仕掛の穴）穿開の方法にも多額の経費がかかり、たまたま植田の老翁門田彦蔵の献策をいれて、土管をつぎ合せて排水をはかると共に、送風にも利用する方法を試みたが、この方法にも限度があり、距離が長くなると効果がなかった。又、北口ではすでに発掘した隧道が長さ四間一夜の中に崩壊し、坑内の坑夫は出口を塞がれて危険にさらされたが、坑外の坑夫が志保木を切断してこれを救出することが出来た。たまたま井上弥之助及び弟音弥、小松役次という者が尋ねて来て、「河童は河に流れ漁夫は海に死ぬ、坑夫が坑中で倒れるのは当然の職分で、之をおそれる者は職務に忠実なものというとは出来ない」と。危険を冒して坑内の修理に当り三週間を費して修理を完了。これより井上弥之助の名忽ち坑内に聞えわたるに至った。

②北坑の開削中、工事の進むに随って水脈多く排水困難となり、空気の流通悪く湿気が多いため、坑夫の中に健康を害する者が続出し、工事の続行が困難となったので、水門を距る三十間の個所にシャフトをつくることを計画し、これを実施してから後は通風、採光、外部との連絡、及び万一の場合の避難のためにも工合がよくなつた。隧道が奥へ進むに従って工事は困難となり、到底期限内の完成は不可能なことが明らかとなったので、斎藤技師は山本忠秀氏を介して、浜田郡長に延期願を出し、郡長もこれを了解し延期願及び補助金の増額を末広知事に申請した。之に対し県当局は工期の延期については許可されたが、補助金については許されなかった。

この間南坑については百六十六間迄掘進んだが、空気の流通悪く窒息者が続出する有様となった。斎藤技師はここにもシャフトの開削を計画したが、ここは頂上より百八十尺の高所故費用の点より実行は不可能であった。たまたま此の時農家使用の唐箕で空気を送ってはと考えつき、直径五寸の亜鉛管をつくり、坑夫の妻を選んで唐箕を回転さし、距離に応じて順次唐箕の数をふやしてゆく、いわゆる頓智送風機により空気を送る方法を試みたが、其の成績が極めて良好であった。又その妻女を選んだ理由は夫婦の情愛を利用した妙案であり、又費用の点も一台千円の送風機に比べて雲泥の差があり、とに角この送風機が大いに効を奏して工事を一段と進めることが出来た。

この時本事業の推進に多大の功績があった野尻事務官は病気で退職、青木事務官も転任、石田知事の後を受けて就任した末広知事も岩手県に転任、其の後任として谷河尚忠知事が着任した。南坑は頓智送風機により空気を送るに成功したが、北坑は水の噴出多量の為唐箕の使用が出来ないので、水門より三十間の所の第一シャフトに続いて、百五十間の所に第二シャフト穿開工事をはじめたが、ここは深さ九六尺、方四尺五寸の大規模なものであり、水の噴出多量のため普通の方法では工事を続けることが出来ず、竹製のスポン（長さ二間半—三間、その長さ毎に箱を設け、箱より箱に水を吸上げる方法）により排水し、七十尺の処迄達したが、嶽土の落下物凄く坑夫は誰一人仕事をする者がいなくなった。この時小松役次一人進んで工事に従い、巧みに側壁に身を入れる凹穴をつくり、この穴で落石をかわしながら掘り進み、八十尺に達した時又大水脈に衝突し、二週間の工事停止



## 編 代 近

となった。吉良川工夫長は考える所あり、一夜ダイナマイト三十発を一束とし、同数の雷管を添え噴水の口の中に投入した。恰かも雷の落下したような大音響が全山を震動させたが、翌朝も坑内の水は引かず異常はなかったが、数日を経過すると満々たる水は一滴も残らず消え去った。これにより工事は著しく進み、遂に隧道の坑底と貫通し、斎藤技師も安堵の胸をなで下した。この第二シャフトは採光、通信、空気の流通に大きな効果を収め、工事の進行に益することが大であった。この噴水減退の理由はダイナマイト爆発の作用により岩脈がゆるみ、そのすき間に水を吸収したものとと思われる。

③南坑に於ては頓智送風機七個を使用し、次第に工事が進んだが、其の後俄然地磐の固い硅岩脈に衝突し、一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月経ってもこれを抜くことが出来ず、予定の三十二年三月迄には工事を完遂することが不可能であることが明らかとなったので、斎藤技師は事業家代表、山本忠秀、宮地紳の実地調査を願い、浜田郡長を通じて工期の再延期を県知事に要請し、更に一年半後の三十三年九月三十日迄延期することの許可を受けた。

北坑はシャフトの開削により、南坑は頓智送風機の使用により工事は奥へ進んだが、北坑では工事現場が穴内川の水底より低いため、河水の増水するたびに、工事を中断しなければならぬことも度々であった。一方南坑の坑道は愈々ガス充満し、燈火の維持困難となり、螢の光を燈火に利用したが数分間で死んでしまう状態となり、頓智送風機も効果がなくなった。斎藤技師は百円の懸賞をかけるなどの方法を取り入坑者を激励した。高橋豊、妹杉尾が入坑したが数分間で倒れ、続いて小松役次夫婦が試みたがこれも数分で倒れてしまった。この為南坑からの作業は中止し、北口からの進掘を待つより外に方法がなくなった。平素剛膽な小松役次これを残念に思いい、単身坑底に進入したまま出て来ない。坑夫等これを救出しようとしたが、最奥の唐箕より三十五間の奥であるので行くことが出来ない。井上坑夫長は弟音弥を伴うて入坑、強い縄で体をしばり、数間隔てて又音弥の体に

結び、次々と同様にして進み窒息死寸前の役次を救出した。役次は介抱の結果数日後には蘇生、九死に一生を得た。此の間に北坑の開削次第に進み、開通間近に迫ったようであるが、南坑に入坑出来ないで北坑のみでは開通の如何を判定することが出来ず、吉良川坑夫長は決死隊をつのり、「我々一同今や死を決すべき時に何を躊躇して生還を欲するか、業務に忠実ならざる者は入坑するに及ばず、死を恐れない者のみ俺について来い」と坑夫等を激励、十余人の勇者を選び、何れも身体に縄を結び坑夫長が先頭に立って入坑した。豪勇無双の小松役次、病氣をおしてこの決死隊に参加、吉良川坑夫長を越えて突進、金棒を振って岩石にいどむこと少時、突如南北両坑の間に亀裂を生じ互に「位置はここぞ」「よしわかった」。必死の掛声を金突棒にこめて振り下せば、俄然両坑貫通して一同喚声かんせをあげた。時に明治三十三年七月十四日午後三時。

④そもそもこの甬喜峯を貫く大事業は、享保の昔馬場弥五六がはじめて計画して以来、数次にわたる住民の願いも時を得ず、実現するに至らなかつたが、明治二十六、二十七兩年の旱魃以来、新改地区民の熱意おんしゅうと恩讐おんしゅうを越えての一致協力、又有力者の粒々辛苦、実に血涙を以て綴る困難、煩悶、幾多の辛酸を経て、明治二十九年十月起工以来、満三年十ヶ月、その間知事をかえること三人、組合会を開くこと四十三回、勤儉節約遂にこの大業を完遂することが出来たのである。

「この六歳逢い見む今日を命にて

幾度越えし高嶺なるらん」

「限りある水を蜘蛛手に争いし

力は遂に山を抜きけり」

右の歌はこの大業成るの日、浜田郡長の即吟である。この疏水完成後、明治三十四年高知県は大旱魃におそわ

近代編

れ、物部川、香宗川、その他県下各地で歛鎌持参の水論紛争を惹起したが、新改地区はこの疏水により豪も苦悩を覚えないのみならず、他地区への灌漑、山田地区への用水計画、水力電気の開発等、土佐山田町はもとより、高知県の殖産興業に貢献した功績は図り知れないものがある。

なおこの隧道開削に要した工費品目等は次の如くである。

工費 三〇五八一円

切取坪数 一一八〇余坪

所要品目 ダイナマイト 六八〇貫 火薬 一〇貫 導火線 七三〇束 雷管 一四五〇〇個

髪付油 一四貫 綿 二〇〇斤 種油 二五斤

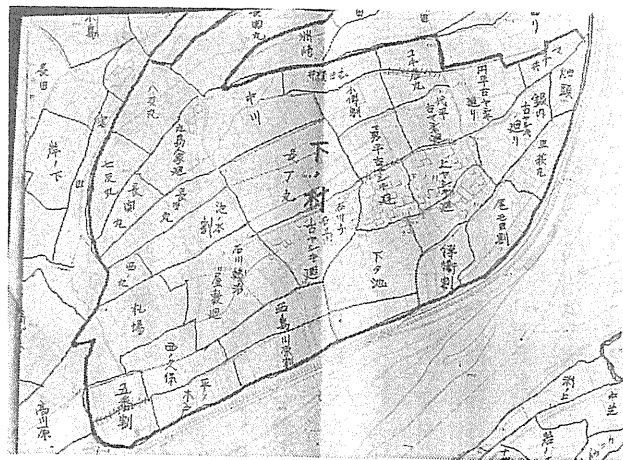
此の甬喜峯疏水事業を、当時の国家的大事業琵琶湖疏水、笹子峠の大事業に対比すると、到底その規模に於て、比較にはならないけれども、全国的に見ても、屈指の文明大事業であり、県下的には一頭地を抜いた誇るに足る事業であったということが出来る。

## 災害と防災

### 風水害

土佐山田町は、物部川が香長平野に出る出口に位し、野中兼山が山田堰をきざき堤防をきざきいで、流路を現在のようにならば一定するまでは、物部川は数条の小流に分れて土佐湾に注いでいたといわれている。川の東岸に山田島、仁尾島、西岸に小田島、下ノ島、戸板島、蔵福寺島等島の名のつく集落が存在することによって、これらの地域が古い時代には物部川の中州の島であったことを、物語っている。また旧岩村地区の船渡から、窪内、立田、田村を経て前浜に至るまでは一見して土地が低く、古昔は物部川の河床であり、今なお大雨の際はさながら河川のような観があり、世人これをよんで古川敷といっている。古い時代にはここが物部川の河床であったことをあらわしている。また千三百年前、条理制による大規模な国土開発が行われた際、その水路は現在の舟入川の水路や、金丸川の水路と同じ流路をとって水を引いたであろうことが、国土地理院の二、五〇〇分の一地図から推測される。いずれにせよ、兼山以前の無堤開放流時代の物部川は、現在の本流の西を幾つかの支流が流れ、大洪水ごとに河道の変遷が行われたが、野中兼山の山田堰及び物部川堤防構築という大土木工事によって、川は本流一本となり、古河床は美田と化していったものと思われる。

野中兼山によって築かれた山田堰や堤防も、毎年のように襲来する台風や洪水によって度々破壊された。南路



下ノ村小字図

社の裏付近は最近まで沼地のまま放置され、水田に復旧したのは最近のことである。この荒地を開墾復旧するには割地法を用い、抽籤により元、自分の所有地の反別に比例して上方より、また下の方より分割して開墾した」と記されている。現在下ノ村の堤防に添うて、尾毛田割、伝衛割、川原割、五番割という小字が土地台帳に残っており、赤刳から敵島神社裏に至る低地に、小伝割、池ノ本割の小字と、銀内古屋敷廻り、円平古屋敷廻り、石

川与右衛門古屋敷廻り、勇平古屋敷廻り、代平古屋敷廻り、石川幾治屋敷廻りという小字が残っていることから推測すると、亥の大変で下ノ村の多数の家が押し流され、割地法によって荒地の復旧作業が行われ、低地帯に住んでいた民家の移転が行われたことは事実であり、山本正心著作物部川の解剖の記事が、誇張した記録でないことが知られる。

註(1) 山田堰は松の木で一間四方の箱わくを組み、貫きを入れて、大石が流されないように、堰が流失しないように築かれていた。

亥の大変の堤防決壊により、河道が西に流れたため、土砂を巻き、堤防の東側に堤外地が出現した(下ノ村の東、高川原、元、競馬場のあった付近、はじめ一町余の畑地であったが、その後の洪水で流され、二反四畝余となり現在部落持となっている)。明治村の高川原(字名)にも亥の大変によって自然に巻きよせた堤外地を生じ、水田が出来ていたがその後の洪水により流失した。下ノ村、明治の境にある棒堤はこの堤外地保護のため造ったものである。当時の堤防復旧工事は、藩庁の「十二ハツサキ」即ち十二組の土木機関が、全部物部川に集って工事を行ったものである。岩村蔵福寺島分に属する西岸堤防より東南に向って斜に突き出した「打流し」は享和元酉年(一八〇一)に藩庁の築造したもので七十五間あったが、亥の大変で流失し、近年に至り宮地元治が水害予防組合長の時復旧したが、はじめよりは短くなったという。亥の大変の復旧工事は「蔵福寺島、立田村御普請詰十五ヶ年間御米四万石余の御積り場所」と旧記に記されていることより、相当長年月、巨額の工費を要する大工事であったことがわかる。しかも「七月八日の洪水は東西地方残らず損田となり、口割付も無く御免相勤む。また本田は二人四歩、新田免米一石に付五人八歩当り、雇人夫一人役「八銭」四匁五分五厘の雇夫仕り」とあり、東西両岸の被害甚大であり、藩庁及び関係住民の苦しみ、工費の莫大であったことが知られる(八銭とは一文銭

志、谷甚十郎年代記によると、「天和三年(一六八三)癸亥六月廿日、土佐国大洪水、物部川筋小田島より久枝の川筋は立家とも皆流失。この度の水難により、山田島は林田分の内岸田へ屋地取して、何も残らず上り申し候。小田島は菅野(夢野の誤か)へ引越し、暫らく居り申し候へども、大川を隔てて農作成り難く候に付、又残らず右の小田島へ戻る也。岩積も此時大方西へ上り申す也」即ち天和三年の洪水で三集落の移動が行われている。ついで昭和五十三年より逆ること一六三年前の文化十二年(一八一五)「亥の大変」と呼ばれる物部川を中心とする空前の大洪水があった。山本正心著「物部川の解剖」には「山田堰は十二箱押流され、堰床の深さ二丈三尺に及び、小田島村赤刳より、明治村境まで堤防は全部決壊、下の村の家五、六軒流失して行分島(行島か?)へ移住し、古来六十四、五軒の家が他部落へ移転して二十四、五軒になり、田畑は流され敵島神

八十文を一匁と言ひ、これを八錢と言ふ。

岩村京田河原に大岩があり、頂上に石槌神社を祭り、大正の終り頃まで三、四尺まわりの樹木もあって、景色のよい処であったが、亥の大変の時、京田の土方守信という人の先祖に当る某、魚とりに熱中している間に増水し、帰ることが出来ずこの岩の上で一夜を明かし命拾ひをしたと伝えられている。今この岩は堤防工事の為大部分が破碎せられ、基部が一部残っている。兼山以後に於ける物部川の水害は、寛文六年の水害、元禄十五年の水害、天明八年（久保の山津波）等枚挙にいとまがないが、土佐山田町に關係した記録がないのが残念である。明治二十五年七月二十五日の洪水で下流物部川橋付近及び東岸の被害が多く、三十二年七月九日の洪水にも被害を受け、物部川の中州にあった深淵神社は十禅寺へ、更に東方の現在地へ、深淵部落の人家と共に移転を余儀なくされた。また西岸にあった物部川橋の北、南にあった広大な堤外地、畑地数十町歩は流失し、堤外地にあった店舗、競馬場も流失した。明治十九年の洪水で西岸竹が鼻堤防約百間流失、三十二年にも竹ヶ鼻再び流失、大正四年山田堰西部全部流失、小田島堤防六十一間半壊、幸に堤防裏が残ったので人家の被害はなかった。大正九年の七、八月兩度の水害で戸板島「お岩権現」鳥居先より馬越の上方迄決壊、家屋一軒流失、堤防に接した西岸川床深く水制工事困難を極め、弁慶棹によって効を奏することが出来た。

大正十四年九月十四日午後五時頃より九時頃迄の集中豪雨による洪水で、佐岡、新改、繁藤の被害が大きかった。佐岡地区では稲葉川、後入川、仁井田川、大平川、佐野川の県道山田大栃線に架けられた橋が全部流失、谷川添いの田畑、堤防、用水路の決壊、流失数知れず、復旧工事に数年を要した。また平山地区では東川の被害が最も大きく、谷川添いの家屋数軒流失、昭和三年に建立された平山地区災害記念碑によると、流失田畑十二町一反二畝九歩、井堰の決壊十七ヶ所、水路の決壊埋没十五ヶ所、道路の決壊埋没二二七間、土橋の流失三ヶ所と

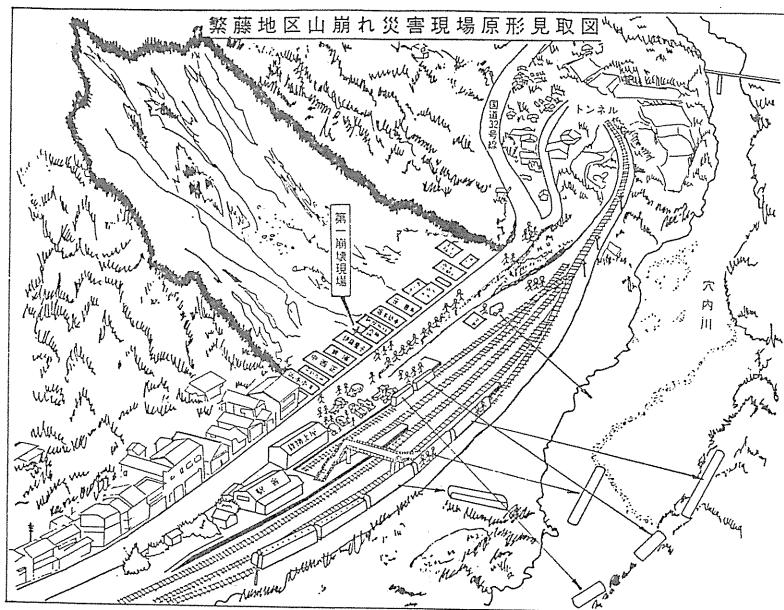
碑文に刻まれている。また大豊町戸手野でも山崩れがあり、家と共に九名の人名が失われたと聞く。新改川筋の田畑、橋の流失がひどく、筆者の生家が入野、マツガセで所有していた二反五畝の田地もこの洪水で流失した。植隠見記によると、土生川では延享三年丙寅八月二十三日、大暴風雨による洪水、寛政四年七月二十六日の洪水、天保十三年寅六月二十五日の大雨、洪水を土生川三大洪水として、中でも延享の洪水は最もひどく、呉鳥堰の北、山の手よりいたづり丸に至る間が一面の海になったと書かれている。なお同記には、藩政時代の工事は、その土地の者が工事をせずに、遠方の人夫を雇うて工事を行ったので堤防などは根掘りなど充分せずに、底の方へは小石をつめこみ、上を体裁よく仕上げたので大水が出たらすぐこわれてしまったという。昭和二十三年七月五日未明より、同日夕方までの集中豪雨で香長平野、特に香宗川、片地川の増水ひどく、神母ノ木で人家三軒流失、神母ノ木巡査駐在所が全壊した。片地川の増水で、神母ノ木台地と林田台地の間は一面の海となり、神母ノ木、野市線の県道は郷ノ本から月見橋に至る間が決壊して水没し、下片地の片地小学校児童は帰宅出来ず、影山、林田の山道伝いに父母が連れて帰る状態であった。この時片地農協と鍵山製材その他の神母ノ木地区で多数の人家浸水、山田町でも床上、床下浸水三〇九戸であった。この水害で香北地区の道路の損壊甚だしく、国バスの不通一ヶ月に及んだ。（七月九日高知新聞）



災害記念碑

高知県史上空前の繁藤の豪雨、山くずれ災害は、昭和四十七年七月五日に起った。前日四日午後から降り続い

たどしゃぶりの雨、夜は雷雨、午后九時までの雨量は三二七mmに達した。明けて七月五日午前四時から八時迄に更に三五六mmの雨が降り前日からの合計は六八三mmに達した。午前六時繁藤駅前伊藤方の裏山がくずれ、六時四五分第二回の山崩れが起り、近藤方の避難作業を手伝っていた臼杵消防団員が生け埋めとなった。六時四八分第三回山崩れが起り、中西副団長は地元私設消防団に協力を要請。七時十分山田町役場に災害対策本部設置。この間山田署(五名) 大二製材(一四名) 山田署長等(一二名) 到着、八時繁藤支所に現地対策本部設置、十時大雨情報第二号天坪雨量七四一mm、槇山三四一mm、高知二四〇mm、別府五九八mm、和久保四五九mm、この間南部物部川はん濫、岩村、植、楠目分団が南部へ移動、香我美橋橋脚かん没して片地分団動けず、中西副団長大二製材のトラック二台、工事のため繁藤に駐留していた香川建設シヨベル



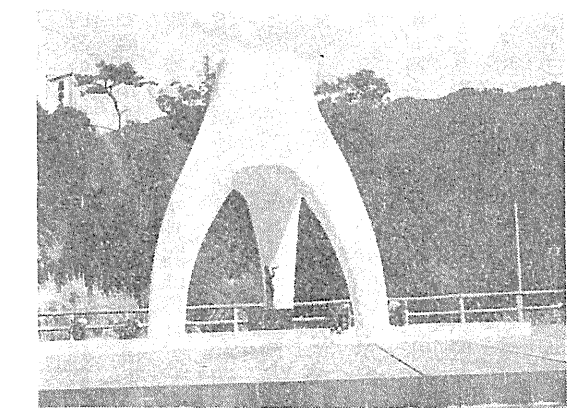
災害見取図

カーに応援依頼、土砂除去作業に当る。また国道通行車輛約三十台に北方への移動を命じ、住民を避難させる。十時三十分新改川はん濫、入野で濁流にのまれ行方不明者がでて、新改分団に移動を命ず、十時五十分臼杵団員の着衣見えシヨベルカー撤退、手作業に移らんとす。十時五十四分第四回土砂崩れ(高さ十m、巾二五m)十時五十五分予想もなかった大山崩れ、十万㎡の土砂が一瞬の中に地軸をゆるがすびびきと共に、駅前付近の集落を押し流し、六〇人が行方不明となる。高知県内未曾有の大災害となった。国道三十二号線、国鉄土讃線は不通となった。十時五十六分県に急報、陸上自衛隊に出動要請、天理教で炊き出し、岸本より自衛隊駐とん隊到着、十四時二十分繁藤小学校に遺体安置所設置、町消防団、県警、陸上自衛隊、国鉄、建設業者、医療班、シヨベルカー、ブルドーザー、クレーン、ダンプ等総力をあげての土砂除去作業、行方不明者の救助活動も雨降りのため難航、六日には吉川村漁協より漁業網借用、また潜水夫二人も投入して収容につとめたが不明者の発見は困難をきわめ、七日からは照明による夜間作業も行った。この間香川県より移動部隊到着、捜索活動は一ヶ月間は毎日、その後は断続的に九月二十一日まで続けられたが、最後の一人国鉄職員入交信芳さんの遺体は発見されず、昭和四十八年二月十九日、下流二〇〇mで護岸工事中発見された。救助、捜索隊の出動人員延べ二万一千人、投入機械トラック、シヨベルカー延べ七三〇台、その他クレーン、ミッチェル、チェンソー等多数、災害から一ヶ月半後の八月十八日現地供養を行い、山田高校体育館で、殉職殉難者土佐山田町葬が、遺族、関係者一、六〇〇名が参列してしめやかに行われた。新改川遭難者一名を加え、六一柱の遺影の前で野口町長は「今回の犠牲者は二十代十一柱、三十代十四柱、四十代十五柱、五十代以上十余柱、家庭の大黒柱が56を占めておりいたましい限りである」と述べた。この災害で炊き出しに参加した人員五日から十二日迄の八日間に一、二七五人、給食を受けた者一日四食(朝昼晩夜)で三〇、一八〇人分、米は三、三四九g(二二石三斗三升)におよんでいる。この非常時

態の混乱の中で、迅速機敏に活躍した天理教繁藤大教会の、「ひのきしん隊」の活躍は特筆に値する。この災害に対して内外から寄せられた義援金は六千八百七十五万円余で遺族の方々に配分された。

昭和四十九年追廻山災害現場に遭難者の慰霊塔が建てられた。なお七月五日の豪雨で繁藤以外の被害は、香我美橋の橋脚がかんぼつして傾斜し、通行止となり、昭和四十八年三月完成し、復旧工事費九千九百六十八万円であった。また山田堰六二mが流失し、復旧費五千六十万円。山田地区の家屋浸水六六三戸、道路決壊五十一ヶ所、一千七百九十六万円の損害であった。

大正十四年、昭和二十三年、同四十七年の繁藤災害等は集中豪雨、洪水による災害であるが、強風による被害の大きかったのは、昭和九年の室戸台風、同四十五年の十号



繁藤追廻の慰霊塔

台風である。室戸台風は、昭和九年九月二十一日午前五時十分、室戸岬に於ける最低気圧六八四mm、最大風速四五m、瞬間最大風速六五mであった。台風の発生した当時の中心示度は七五〇mm程度であったが、沖縄東方付近で七二〇mm、土佐沖で六七〇mmと急速に降下したらしく、安芸郡加領郷付近に上陸、室戸岬を通過した時の室戸測候所の中心示度は六八四mmを記録し、これは明治十八年九月二十二日印度フォルスポイントでの最低気圧の記録を破るもので、室戸台風が観測史上最低の世界記録である。室戸台風の通過速度は時速六十kmで土佐沖から奈半利町加領郷に上陸、山間部を通り抜け、八時には大阪の北部通過、正午佐渡付近、二十二日朝には北海道東方

海上にかけぬけていった。この台風による県下の被害は未曾有であった。死者、行方不明一二二名、負傷五〇八名、家屋全半壊四、五二〇戸、家流失九二三戸、浸水四、〇六七戸、船舶損害二、五九八隻、その他道路崩壊、橋流失無数、土佐山田町でも電線、道路、家屋の倒壊、人的被害も大きかったが、具体的資料がないのが残念である。昭和四十五年八月二十一日の十号台風の被害も室戸台風に優るとも劣らない大災害であった。昭和四十五年八月二十一日幡多郡佐賀町に上陸した時の気圧は中心示度九六〇mb、九時に上陸して午後三時には日本海に出で、二十三日午前三時函館からオホーツク海に抜けて、熱帯低気圧となった強烈台風である。人的被害は死者行方不明一三、重傷六一、軽傷四三〇、土佐山田町では油石、小野山ヤクさん（七〇才）が家屋の下敷で死亡、宮前町小原務さんが、東洋町野根で作業中高浪にさらわれ行方不明となった。土佐山田町での家屋全壊一九、半壊一三二、一部損壊四、〇二〇、その他学校被害、土木（河川、橋、道路）被害、農林被害（ハウス、山林）特に農林被害甚大で、各地のハウスが倒れ、八王子の桜、老松、種畜牧場の桜等も半数以上がこの時倒れた。また東受けの山の植林も折れて大きな損害を受けた。

旱害

土佐山田町は町の中枢部が台地の上にあり、神母ノ木台地、佐野仁井田台地、山田台地（鏡野とも）等は古来かんがい水利の便悪く、天水をためてため池をつくり、ため池用水による稲作農業の経営を行ってきた。佐野住吉池、佐野下池、船谷池、宮ノ口池、庄屋池、新池、林田大倉池、近藤池、予岳夫婦池、上改田の古田池等は面積五反乃至二町、かんがい面積は五町乃至四十町歩という大規模なものであり、土佐山田町のため池は、その数に於て、かんがい面積に於て、県内屈指のため池農業地帯を形成していた。ため池の水量には限度があり、干天が続くと水田が干上がり、この地域では稲のとれない年が二年に一度、三年に一度は必ずあった。また片地川、後入川、仁井田川、新改川等の谷川用水も決して水量が豊かではなかった。干天が続けばため池地帯の水田と五十歩、百歩で、我が田に水を引く我田引水の争いは各地区でおこった。新改川流域の水争いと水利裁判、物部川流域東岸西岸の争い、父養寺井山田堰問題の大規模な集会やデモ行進等についてはすでに述べた。野中兼山による山田堰構築と三用水の開さくにより低地帯（明治岩村地区）の水不足は解消、新改地区は甫喜ヶ峯疏水によって旱害はなくなり、山田地区は松尾用水により生活用水、水田用水の不足から解放せられ、佐岡、大楠植、片地地区のため池地帯も杉田ダムよりする土地改良区の開田事業により、干ばつの被害は殆どなくなった。振り返えてみると、土佐山田町の歴史は、我われの祖先、先哲、先輩たちのかんばつか

らのがれるための歴史であったと考えても、敢えて過言ではない。今日に至るまでの先哲の苦心、努力に対して今あらためて感謝の意を表したい。

地震

土佐に於ける大地震の記録は左のとおりである。

年号	年月日	西暦	震域	強度（マグニチュード）
1	白鳳 13・11・29	六八四	南海、東海	八、四
2	慶長 9・1・31	一六〇五	東海、西海、南海	七、九
3	宝永 4・10・28	一七〇七	東海、畿内、南海	八、四
4	安政 1・11・4	一八五四	西日本	八、四
5	昭和 21・12・21	一九四六	南海、紀伊	八、一

何れも土佐沖に震源地があり、外側地震帯の活動によるもので、構造地震が主で震域広く震度も強い。白鳳の地震は、日本書紀によると「人定におよびて大地震、拳国の男女叫唱東西を知らず。山崩れ、河浦き諸国郡官舎及び百姓の倉屋、寺塔、神社、破壊の類あげて数うべからず。是によって人民および六畜多く死傷す。時に伊予の温泉没して出です。土佐国の田苑五十余万頃、没して海となる」「五十余万頃」の「頃」は「しろ」とよみ、今日のおよそ十二平方キロ（一、一五七町歩）に当る。また書紀には、「土佐国司言さく大潮たかく騰り、海水飄蕩。これにより運調船多く放失する。」と。沈下した区域は現在の浦戸湾東岸地帯といわれ、この地域は宝永、安政、昭和の南海地震にも地盤沈下を見た。（高知県天災年表）慶長地震は山内氏が土佐藩主に封ぜられた直後のことで記録が少い。谷陵記によると、地震と津波で、佐喜浜で五十余人、室戸方面で四百人、甲浦で三百五十人の死者があったと伝えている。宝永の地震は有史時代に於ける最大の地震で、高知の浪高は故今村博士の調査



によれば、室戸六、五米、安芸五、六米、種崎二三米、と推定され、特に種崎付近は避難場所がなかったので、溺死七〇〇人、死体海に浮んで腐臭忍び難かったといわれる。國中損失流家一万一千六十七軒、壊家五千六百八軒、破損家千七百六十二軒、損田四万五千七十石、死傷千七百六十人、(高野文書) 江戸表へ言上。なお高野文書によると「香美郡内の被害は、手結の津波は山迄打寄せ、山の上に家少し残る。無双の名木流失惜しむ可し。赤岡、汐は在所残りなし。流家三ヶ一。吉原浜の松並木の外に、古い田出る。一反ばかり。畔の形顕然たり。宝永四丁亥年十月四日晴天、同日未の刻大地震。地割家倒れ人々打殺され、目まいして死ぬ者、山の下に住居の者山崩れて死ぬ者もあり、大津波で家財悉く流失。怠慢なる者、不達者なる者、或は山遠き者共残らず大汐に引取られ死す。高知より幡多郡迄の海辺は残らず流失。高知辺迄一面の大汐、舟にて往来。高知城下より安芸郡まで大汐高く上り田地没す。奈半利の浜に十二三隻の舟打上げる。野市で汐は吉原の境迄。家少し流れる。物部三ヶ所流失。上田村在家中半まで汐入る。流家なし。下島、久枝、下田村何れも流失。前浜半流失。」宝永地震は直接土佐山田町に関する記録はないが、お城下まで舟で往来したというから、昭和二十一年の南海地震の時と同じような状態であったと思われる。安政元年十一月四、五兩日の大地震は、祖父が先祖から聞いた話を子供の時よく聞かされた。記録(土佐古今の地震、香北町史、高知県天災年表)によると、「大地震あり、人畜の被害大にして、死者三七二名、負傷者一八〇名、焼失家屋二、五〇〇軒、流失家屋三、二〇〇軒、壊家三、〇〇〇軒、半壊家屋九、〇〇〇余軒」に及んだ。「十一月五日御國中大地震、その年十二月三十日まで昼夜ゆりやみなし。東西の町々浦々大いたみ、地震ゆる四五日前は地がぶんぶん鳴る。大ゆりの時泉の水増し、その後大峯谷水あき、正月末まで水一滴もなし。正月末より水出来る」。最もひどかった十一月五日には「家屋動揺し、壁や瓦落ち、戸障子はづれはじめると、人々驚きあわてて顔色をかえ、付近の竹やぶに避難した。杉田では大岩が飛竜の勢で

杉田井に落ち、白川では大音響と共に有ノ木谷に山崩れがあつて人家が埋り、五日夜は一夜の中に三十五回もゆり、地面に板を十文字に敷き並べて、更にその上にむしろをして坐り、夜を明かすことになった。夜中ごろ太郎丸方面から『盗賊が来るぞ。手道具をもって出向え』『津波が来るぞ、大川の水が塩辛くなった』と叫ぶ声も聞えた。地震をおそれおのいた人々は、松明をかざし、米袋を背負い山へ山へとにげ去った」(武内重憲著、『天地の間の覚付』) 当時の人々のおそれおのきのき、逃げまどう有様目に見るようである。地震の時は竹やぶへ逃げ板を十文字に敷いてその上に坐つたらよいという話は祖父から子供の時によく聞かされた話である。安政地震の時高知では柳原の川原で相撲興行があり、見物の群集大混乱。当日潮位は三尺四、五寸高くなり、城東、新町、下知一円は海となった。この地震の影響で、翌安政二年には洪水、高潮が度たびあり、殊に七月十四日の台風時には、潮江、比島、大津、鹿見、介良、衣笠、下知、五台山の諸村は潮水が山麓までくる。大震後八ヶ月で海水の狂かくの如くである。一度地震おれば海水の平穩に復し難いことはこれでも知ることが出来る。(高知県天災年表)

昭和二十一年十二月二十一日午前四時十九分、いわゆる南海大地震が突発した。この地震は中部以西の全府県に亘ったが、高知県下の被害が最も大きく、和歌山、徳島の二県がこれについだ。県下の被害死者六七〇名、傷者一、六五二名、家屋倒壊四、八二三戸、半壊九、二九二戸、流失家屋五六六戸、浸水五、五五四戸、焼失家屋一九六戸、田畑浸水二、四二六町、船舶流失七九八隻に及んだ。特に幡多郡中村町では家屋の損害全戸数の八割に達し、死者二七三名に及んだ。戦災を免れていた高知市の五丁目、下知方面もこの地震で倒壊した。須崎、安芸方面でも被害が大きかった。震災から一ヶ月八〇〇町歩まだ水引かぬ高知、塩水で作物のつくれなくなった高知市東部。土佐山田町でも道路に亀裂、家屋の損壊が各地でおこり、泉や井戸水の水濁れ等の現象が暫く続い

た。南海地震の震源地は高知を隔たる約二百五十キロの海中で、振動時間は約七分間も続いた。敗戦、地震、苦しみにつく災難で、希望を失う人も多かった。

農作物の病  
虫害

農作物、特に稲の病害は稲熱病、虫害はめい虫とうんかの被害が大きい。最近では第二次大戦終戦前後の頃は稲熱病、めい虫の被害が多かったが現在では農薬の撒布によって被害は少なくなった。

うんかの害の最もひどかったのは藩政時代、享保十七、八年頃で、武内重意編、「土佐年歴史」に「土佐全国大飢饉」「葦生山田大キキン、郷中湧水に及びし者数知れず」等と記されている。佐岡村では庄屋のもとまで願ひ出る者があり、藩でも捨て置くことが出来ず、藩役人の検視があり、捨て置けない者は長浜の非人小屋へ入れた（香北町史）。享保十六年以前に於ける五ヶ年の本田十九万四千二百八十五石、新田八万五千九百八十九石であったものがうんかの害の年には本田九万六千四百四十七石、新田四万二千五百六十六石。即ち半年の半分にも及ばなかったという。このうんかの害による災害年の米価は平年に於て、一石代五十匁であったものが一躍して一石百五十匁、即ち三倍を上下する有様であった。ここに於て藩は、貧民救済の為、男子は一日二合五勺、女子は一合五勺、五才以下の子供は一合宛給し翌年五月迄続けた。また享保十八年には国内一様に、本田三步、新田二歩の破免が断行せられ、お留山二百九ヶ所を貧民に解放し、非人小屋三十一軒（小高坂、長浜）を設けて男女四千四百五十七人を収容したという。また太郎丸昔物語（武内重意著）によると、人々は我が身の口すぎをするため、野山に行つて、ゆり、くず、わらび、しれえ、などをとりこれに麦を加えて粉にしてたべ、葦生太郎丸あたりから杉田、北村、逆川恵日寺あたりまで行つて、家やお宮のまわりなどでも、手当り次第に掘りつくすという有様であったというから困窮の程が知られる。その後元文の頃から少しは世の中がよくなったが、それでも生活に困つたものは、祖先伝来の僅かばかりの土地を山田の徳弘、有沢などの金持郷士に売り渡したという。

火災・消防

土佐山田町内で発生した火災について、古い時代のものは古文書、古老の話聞き、新しい時代ものは山田消防署の記録により、発生場所、年月、被害の程度等を抽出すれば左表のとおりである。

火災一覧表

年 月 日	場所・焼失物	適 要
慶 安 年 間	予 岳 寺	七堂伽藍十二坊全焼、古記、宝物全焼 南竜（十六世）和尚の時（萬松山由緒沿革）
元 禄 年 間	鹿 苑 寺（加茂）	全焼、観音像半焼残る（過去帳序）
昭和十一年	山 田 永 楽 座	全焼（土佐山田小史）
〃 二十二年十一月 五日	片 地 農 協	全焼、鍮山製材へ類焼、停電の時スイッチを切らず夕方送電と共に精米機のモーター過熱し出火
〃 二十八年 一月 十六日	鏡 満 糸 農 協	工場、女工寄宿舎全焼 機械等全焼（高知新聞）
〃 三十二年	天 坪 駅 前 大 火	駅前家屋七戸全半焼（土佐山田小史）
〃 四十三年 二月 十一日	旭町四丁目一の十七 自動車工場	旧永楽座跡、罹災者一九人（五世帯） 損害二、三〇〇万円（消防署）
〃 四十三年 三月 二日	西本町五丁目 森本製材	罹災二世帯 損害二七七、五万円（消防署）
〃 四十三年 四月 二日	大法寺山火事字中ザ コ	面積三〇ha 損害一、五九〇万円 汽車の機関車の煙から（消防署）
〃 五十年 十月 三十日	西本町三丁目 三共竹産工場	全焼一、五戸 十八世帯 罹災者四四人 面積一、九三八㎡ 損害七、〇〇〇万円（消防署）

近年、産業経済の発展にとともに、社会環境は大きく変ぼうし、住民生活に著しい利便をもたらした反面、火